

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	76 件
国民年金関係	44 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を、夫の分と一緒に区役所出張所や最寄りの金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間である。

また、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付時期等、納付の状況に関する申立人の記憶は具体的であり、当時居住していた区における保険料の収納の取扱いと一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間①については、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっており、申立期間②については、当該期間の前後を通じ、申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの期間及び48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から45年3月まで
② 昭和48年7月から同年9月まで

私の国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に、区役所出張所や最寄りの金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻も、当該期間の自身の保険料が納付済みとなっている上、区が保管する申立人の「国民年金被保険者名簿」の一部である「資格カード」の備考欄に、当該期間の大部分を含む昭和43年4月から45年9月までの保険料が納付済みである旨記載されているなど、当該期間が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間②については、当該期間の前後を通じ、申立人夫婦の住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年4月まで

私は、会社を退職して間もない昭和58年4月に、区役所で国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料は妻が納付をしていたはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳の記号番号、国民年金の被保険者資格取得年月日、担当部署の印、及び申立人の妻が申立期間直後に手続をしたと思われる住所変更の履歴などが適切に記載されており、手帳の記載内容に不備は見られないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していたと考えられる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の保険料の納付方法や納付場所に関する記憶が具体的であり、当時居住していた区における保険料の収納の取扱いと一致しており、妻は、申立期間当時の自身の保険料が納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

私は、事実上の結婚をした時期である昭和38年3月ごろ、自宅に来た区の職員に勧められ、夫婦で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を、国民年金手帳に印紙を貼る方法で集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年4月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については現年度であることから、印紙検認で保険料を納付することが可能な期間であり、また、申立人の保険料の納付に関する主張は不自然ではなく、基本的に信用できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年3月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号の払出時点で、当該期間は過年度となることから、印紙によって保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人は、保険料は、印紙で納付していたが、さかのぼってまとめて納付するような経済的余裕はなかったと説明するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月

私の国民年金は、父が加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年6月ごろの時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である上、申立期間直後の期間の保険料は過年度納付していることが認められるとともに、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、昭和45年10月以降は付加保険料を含めて納付している。

さらに、申立人の被保険者名簿等によると、申立人の氏名、生年月日等が誤って記録されていることが確認できるなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで
② 昭和38年8月から39年3月まで

私は、結婚した昭和36年2月ごろ、夫婦二人の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間②については、8か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年11月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直前の期間の保険料は過年度納付していることが認められ、また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号の払出時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から40年3月まで

私の国民年金は、父が加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料については、父が、母、長兄夫婦、次兄の保険料と一緒に集金の人に納付してくれていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする母親、長兄夫婦及び次兄は、申立期間を含めて、自身の保険料をすべて納付していることが確認できる。また、申立人の義姉は、父親が家族全員の保険料を納付していた状況等について具体的かつ鮮明に記憶しており、兄弟及び義姉は、父親の実直な気質から、申立人だけを加入させなかったとは考えられないと証言している。

さらに、申立人が、申立期間当時居住していた市では、納付組織による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られず、かつ、申立期間の申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から61年3月まで

私は、昭和52年1月ごろ、夫が病気で入院したことをきっかけに国民年金に任意加入した。その際に、将来のことを考えて付加保険料についても申し込み、第3号被保険者に種別変更するまで、定額保険料と併せて付加保険料も納付していた。

申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が厚生年金保険に加入中の昭和52年1月に国民年金に任意加入した以降、60歳に至るまで国民年金の定額保険料をすべて納付しているとともに、60歳到達後も任意加入して国民年金保険料を納付している上、保険料の大部分を前納している。

また、申立人は、国民年金に任意加入し、付加保険料の申し込みをするに至った経緯、付加保険料を納付していた期間等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年4月まで

私の、申立期間の国民年金については、当時、勤務していた会社の副社長が加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。昭和44年1月ごろ、入社する際に、社長及び副社長から、「会社が厚生年金保険に加入するまで、国民年金で我慢してくれ。」と言われ、私が了承したことから、副社長が、私の国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれていたはずである。給与から保険料が引かれていたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が、国民年金に加入したと説明する時期である昭和44年3月ごろに払い出されていることが確認できる。また、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間であり、申立人は、申立期間当時の会社に入社し、国民年金に加入するに至った経緯等について具体的に記憶しているとともに、申立人が入社するにあたって、他の従業員とは異なり、会社の経営者側から特別な扱いを受ける密接な関係があったことが会社関係者からの証言により確認できることから、経営者側において、申立人の国民年金の加入手続だけを行い、保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月、同年3月及び37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月及び同年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで
③ 昭和51年10月から60年2月まで

私の国民年金は、私が20歳のころ、父が加入手続をしてくれた。

申立期間①及び申立期間②については、父が、母、姉夫婦の国民年金保険料と一緒に、集金人に納付してくれていた。父は、私が結婚するまでの保険料を納付してくれていたと記憶している。

申立期間③については、当該期間の前ころに生まれた次男の子育て及び母の看病をしていたことから、保険料の納付についての記憶はないが、納付記録があるのではないかと考えている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、2か月及び6か月といずれも短期間であり、当該期間の直後及び前後の期間の国民年金保険料はいずれも納付済みである上、当該期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年9月ごろの時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該両期間の間である昭和37年度の保険料は過年度納付していることが認められる。また、申立人の国民年金の加入手続をし、申立人を含めた家族の保険料を納付していたとする父親、母親及び姉夫婦は、当該期間の自身の保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該

期間当時に国民年金に任意加入していたこと及び保険料の納付に関することについての記憶はないと説明するなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年2月から同年3月までの期間及び37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和55年4月から同年6月まで
③ 昭和62年10月及び同年11月

私の国民年金保険料は、妻が自宅に届いた納付書で納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間の保険料を納めていたとする妻は、自身の保険料が納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、当時の納付状況等に関する記憶が不明確である。また、当該期間については、平成8年1月及び12年8月に資格得喪記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、当該記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年2月まで
② 昭和38年3月
③ 昭和45年10月から46年3月まで

私は、国民年金制度開始時に、区の集金人に加入を勧められて任意加入し、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和38年3月ごろ払い出されており、当該払出日から当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、国民年金に任意加入して以降、当該期間を除き保険料をすべて納付している上、当該期間は1か月及び6か月といずれも短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記のとおり申立人は昭和38年3月に任意加入したことが確認でき、制度上、任意加入前の同年2月以前は保険料を納付できない期間であり、申立人は別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年3月及び45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められること、また、62年4月から63年3月までの保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年11月から43年10月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和62年4月から63年12月まで

私は、昭和43年頃、自宅に国民年金の加入勧奨の人が来た際に国民年金に加入し、以後、免除申請手续をするまできちんと保険料を納付していた。また、昭和62年度及び63年度の保険料については、以前と同様に免除申請を行ったと夫から聞いていた。申立期間①が未加入、②及び③の保険料が未納、④が免除期間でなく未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和43年11月に国民年金に任意加入後、58年4月の免除期間直前までの国民年金加入期間の国民年金保険料を、申立期間を除きすべて納付しており、当該期間は12か月及び3か月と短期間で、前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立期間④のうち、62年4月から63年3月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録で、58年度分から平成6年度分までの保険料は、当該期間を除き、毎年度免除申請されていたことが確認できる上、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が免除されていないことは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和43年11月6日に任意加入したことが確認でき、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。また、申立期間④のうち、63年4月から同年12月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、平成元年1月から同年3月までの期間の保険料の免除申請手続が、元年2月3日に行われていることが確認でき、当該申請時点では当該期間の保険料は納期限を経過していることから、免除申請を行うことができない上、申立人は当該期間の保険料を納付した記憶はないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたこと、又は、免除されず納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、62年4月から63年3月までの保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年1月まで
② 昭和58年8月

私は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、昭和60年9月以降の複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立期間①については10か月と短期間である上、国民年金手帳の記号番号は当該期間内の57年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出日から保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、昭和60年10月に資格得喪記録が整備されたことにより、未加入期間から未納期間に変更されたものであり、当該整備時点では未加入期間で、制度上保険料を納付することはできない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年9月まで

父が私と兄夫婦の国民年金の加入手続をして、三人の国民年金の保険料をAの納税組合で納付していた。家族で一人でも納付しないと還付金がもらえないので、税金だけでなく、国民健康保険や国民年金もすべて一緒に納税組合に必ず納付していた。同居していた兄夫婦は、申立期間のうち昭和37年4月から38年9月までは現年度納付で、38年10月から39年9月までは特例納付で全期間納付済みなのに、私の分だけ申立期間の保険料が未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の手帳記号番号は、申立期間当時、同居していたとする兄夫婦と連番で払い出されており、同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認されるころ、昭和39年10月から42年3月までの保険料については、申立人と兄夫婦は同一日に納付されていることが特殊台帳にて確認できることを踏まえると、申立人の父親が申立期間当時、三人の保険料を一緒に納付していたとの申立人の主張は信用できる。

また、兄夫婦の昭和37年4月から38年9月までの保険料は、現年度に納付され、38年10月から39年9月までの保険料は、46年5月に特例納付されているにもかかわらず、同居していた申立人のみが未納となっているのは不自然である上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から45年3月まで

私は、昭和42年12月にハイヤー会社を辞めて、個人タクシーを始めた。

2、3年後協同組合に加入し、その後、同組合が行った特例納付の説明会に参加し、組合から納付書の交付を受け、金融機関にて未納期間をすべて一括納付した。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が未納である国民年金保険料を納付するきっかけとなった説明会は、協同組合組織の中の国民年金事務組合が実施しており、当該事務組合は昭和50年前後に組合員に対し、第2回特例納付の勧奨を行っていたことが確認できる上、その時期は申立人がさかのぼって保険料を納付したと主張する49年ごろと一致するとともに、納付したとする金額は申立期間の保険料を特例納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

私は、「申立期間の国民年金保険料は納めた」と母から聞いている。具体的なことはあまり聞いていないが、このように前後の期間が納付済みなのに、申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の前後は納付済期間である上、申立期間当時同居していた申立人の兄や妹は、母親が申立期間の保険料を納めていたことを示す具体的な供述を行っているなど、申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は自宅に来た集金人に納付した。申立期間②は納付書にて銀行で納付した。申立期間の保険料が、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳に達した平成8年5月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の保険料は、納付済みで、保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時居住していた区の納付方法と合致している上、申立期間①については、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。また申立期間②については3か月と短期間であり、申立人は、送付された納付書はすべて納付していたとしており、申立期間前後を通して住所変更等の生活状況の変化もなく、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は自宅に来た集金人に納付した。申立期間②は納付書にて銀行で納付した。申立期間の保険料が、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳に達した平成5年2月まで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の保険料は、納付済みで、保険料を納付していたとする方法は、申立人夫婦が申立期間当時居住していた区の納付方法と合致している上、申立期間①については、納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している。また、申立期間②については3か月と短期間であり、申立人は、送付された納付書はすべて納付していたとしており、申立期間前後を通して住所変更等の生活状況の変化もなく、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫婦で国民年金に加入手続を行った時に、区役所の職員にさかのぼって納付できると言われ、納付書により銀行で二人分の保険料をまとめて納付した。夫の申立期間の保険料は納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を夫婦二人分さかのぼって納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月に申立人の妻とほぼ同時期に払い出されており、この時点では過年度納付が可能な期間であるとともに、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みとなっているなど、申立人の主張に不合理な点はみられない。

また、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことや納付場所の記憶が具体的に鮮明である上、納付したとする金額は納付すべき保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和55年4月から56年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたはずで、定額保険料だけが納付済みで付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険制度の発足時から加入可能年数の30年に達する平成3年まで特例納付を含めて国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和47年5月に付加保険料の加入手続を行った後は、申立期間を除くすべての国民年金納付済期間について付加保険料が納付となっている。

また、申立人が保険料を納付したとする場所や納付方法及び納付書の様式に関する記憶は具体的で鮮明であるなど、申立内容に不自然さは見られないほか、申立期間前後の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から54年3月まで

私は、父から、母の国民年金の加入手続をした時に、私の20歳からの未納期間の国民年金保険料を納められると市役所で説明を受けたことを聞かされ、私は積み立てていた貯金を父に渡し、未納期間の保険料をまとめて納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年5月は、第3回特例納付が実施されていた時期である上、申立人が父を通じ納付したと記憶している金額は、申立期間及び54年度の保険料を第3回特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致している。また、申立人の妹は、申立人がまとめて保険料を納付した話を聞いていたことがあり、父親は妹の会社退職後の保険料も納付してくれていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年9月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、62年2月及び同年3月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年9月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和62年2月及び同年3月

私は、結婚してから国民年金に加入し、国民年金保険料を夫の分と一緒に郵便局などで納付してきた。夫は未納期間がないのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ2か月及び3か月と短期間であり、前後の期間の保険料を納付している上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料をすべて納付していることなどから、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

また、社会保険庁が保有する記録には、申立期間②直後の昭和53年4月から同年6月までの期間の保険料を、重複納付したとして同年12月に還付した記録があるが、この時点では、申立期間①及び②については保険料納付の時効が成立する前であることから、当該期間が未納であれば重複納付に係る保険料を充当していたはずであり、充当せずに全額還付していることから、還付当時は当該期間は未納として記録管理されていなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間及び50年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和42年7月から49年6月まで
③ 昭和50年10月から51年12月まで

私は、昭和42年1月の転居前後において、それぞれ自宅近くの区役所出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、区役所出張所に国民年金保険料の納付に行った状況を具体的に記憶しており、当該期間は12か月と短期間である上、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間③については、申立人は、昭和49年ごろに元夫と別居を始め、将来のために保険料を納付していたこと等を具体的に記憶しており、当該期間の直前の49年7月から50年9月までの期間の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間においては、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に切り替わっていたが、申立人は当該切替えに関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間及び50年10月から51年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで

私は、昭和51年4月に子供の手を引いて区役所出張所で国民年金の加入手続をし、出張所窓口で国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、次男の手を引いて区役所出張所に行き、国民年金の加入手続をしたこと、その際にまず3か月分の国民年金保険料を納付し、その後当年度分の残りの保険料を一括納付したこと、翌年度からの保険料は納付書が届く前に、区役所出張所窓口に出向いて1年間分を前納したことを具体的に記憶しており、申立人が加入手続時に納付したとする金額は昭和51年度の保険料額に、前納したとする金額は52年度及び53年度の保険料額にそれぞれおおむね一致すること、当該区役所出張所は当時保険料収納取扱いをしており、現年度保険料であれば、納付書が届く前でも収納していたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
私の夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以後国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された申立人夫婦は、申立期間を除き、婚姻後の納付済み期間及び未納期間が一致しており、夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から57年6月まで

私は、区役所で年金相談を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年9月時点では、当該期間の保険料が現年度納付することができるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和55年7月から57年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私の父の後妻である義母は、昭和35年10月頃私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。また、38年9月からは、妻も国民年金に加入し、妻が私の保険料と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年9月から40年3月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は当該期間の保険料を納付している上、妻が集金人に保険料を納付したとする方法は、当時申立人夫婦が居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金額は当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年8月までの期間については、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の妻は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義母から当時の納付状況を聴取できないため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年9月から40年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の前後の期間は納付済みである。また、申立期間直後の昭和46年10月から47年3月までの保険料は、市の被保険者名簿に基づき、未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、区の職員に国民年金の加入手続を行い、区の集金人に保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人が国民年金に加入することになったとする経緯及び加入手続の方法は、申立人が居住していた区の国民年金加入勧奨の取組状況等と合致する上、申立人が申立期間当時所持していたとする国民年金手帳は、区が発行していた手帳の形式と合致している。

また、申立人が区の集金人に保険料を納付したとする方法は、申立期間当時居住していた区の納付方法と合致しており、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料額とおおむね一致していることなどを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から53年3月まで
② 昭和55年4月から同年12月まで
③ 昭和56年7月から同年9月まで

私の夫は、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和52年10月から同年12月までの期間、申立期間②のうち55年4月から同年6月までの期間及び申立期間③については、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、当該期間の直前の保険料も納付しており、当該期間はそれぞれ3か月と短期間である上、申立人の保険料を納付したとする夫の当該期間の保険料は納付済みとなっていることを踏まえると、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和53年1月から同年3月までの期間及び申立期間②のうち55年7月から同年12月までの期間については、申立人の夫が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付額や納付場所等の記憶が曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとする夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和

52年10月から同年12月までの期間、55年4月から同年6月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、大学生のときは国民年金保険料を納付する経済的な余裕がなかったので区民館で保険料の申請免除の手続きを行い、免除を受けていた。申立期間の保険料が申請免除ではなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間前後は、国民年金保険料の免除期間とされている上、申立人が免除申請を行ったとする区民館では、当時免除申請を受け付けていたことが確認できるとともに、申立期間前後を通じて申立人の住所や所得に変化があったとする事情はうかがえないこと及び申立期間は12か月と短期間であることなどを踏まえると、申立期間について免除を受けていたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年9月まで期間及び45年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年9月まで
② 昭和45年4月から47年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月以降申立期間を除き、60歳以降65歳到達時までの任意加入期間を含め、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①は6か月と短期間であるとともに、申立期間①と②の前後の期間の保険料はいずれも納付済みである。

また、申立人は申立期間について、当初は印紙で納付したが、その後は納付書で郵便局で納付していたと申し立てているところ、申立人が居住していた区では、昭和45年7月に国民年金手帳に貼付した印紙を検認する方法から納付書による納付方法に切り替えられていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間当時同居し、保険料を一緒に納付していたとする夫は申立期間の保険料が納付済みとなっているところ、申立人は未納とされており不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4270

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
私は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行い、その後に保険料を追納したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月以降、申立期間及び平成 14 年 4 月から 15 年 6 月までの申請免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を追納している上、申立期間は 3 か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和47年4月から49年3月まで
③ 昭和53年7月から同年12月まで
④ 昭和54年4月から同年12月まで
⑤ 昭和59年7月から同年9月まで
⑥ 昭和60年10月から同年12月まで

私は、未納だった期間の国民年金保険料を昭和53年から55年当時にさかのぼって一括で約10万円納付した。さかのぼって納付した後は、未納がないよう気をつけて保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人がさかのぼって納付したとする昭和53年から55年当時は第3回特例納付実施期間であり、申立人が納付したとする額は、当該期間の国民年金保険料を特例納付等納付した額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、短期間に4回未納となっている上、申立人は申立期間⑤及び⑥については、保険料を「納付していないと思う。」と説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 44 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月
② 昭和58年12月

私は、国民年金に加入した後、送付された納付書を使って、国民年金保険料をさかのぼって金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年4月時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、当該期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、当該期間の国民年金加入資格は、平成元年12月12日に記録追加されたものであり、上記手帳の記号番号払い出し時点では当該期間は未加入期間であり、申立人の所持する年金手帳において国民年金の資格取得日が昭和58年12月21日と記載されていることから、当該期間の保険料を納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月から47年3月まで
② 昭和47年12月から48年3月まで

私は、結婚を機に国民年金に加入し、さかのぼって国民年金保険料を納付した。昭和47年1月から48年3月までの期間の保険料を49年8月に納付した領収書を所持している。また、46年8月から同年12月までの期間の分は領収書が無いが、国民年金加入期間の保険料はすべて納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料を49年8月20日に納付した領収書を所持しているが、当該納付時点では、47年1月から6月までの保険料は時効により収納できないことから、社会保険事務所は、納付額を原資として、47年1月から6月までの保険料を第2回特例納付（後に47年1月から3月までの特例納付保険料は、46年5月から7月までの特例納付保険料に納付期間が変更されている。）により、47年7月から11月までの保険料を過年度納付により納付したものとして処理し、この処理に伴い生じた保険料の不足額を49年11月に申立人から徴収していることが確認できる。この処理の過程で新たに未納期間として生じた47年12月から48年3月までの期間の保険料については、特例納付の保険料額よりも低額である上、申立人に対して、納付書が発行されていたものと考えられることから、当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、加入時に2年分さかのぼって保険料を納付した以外に、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明している上、上記のとおり、納付済みとなっている昭和46年5月から同年7月までの特例納付保険料は、47年1月から同年3月までの特例納付保険料に納付期間が変更されたものであるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年12月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで
私は、公共料金の支払いなどと一緒に金融機関で国民年金保険料を未納なく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みで、申立期間は6か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間並びに58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和58年2月及び同年3月

私は、国民年金の加入手続をした際、役場の職員から20歳にさかのぼって国民年金保険料を納付するように言われて納付したことを憶えている。その後は定期的に役場の出張所で納付してきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月及び2か月といずれも短期間である。申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年6月時点で保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、親に扶養されていた期間まで納付義務があることに釈然としない思いを持ちつつさかのぼって納付したことを記憶していると説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、納付日が確認できる昭和60年以降の保険料は毎月定期的に納付されていることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から11年2月まで

私は、退職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、妻が国民年金保険料を納付してきた。申立期間は直前の期間まで納付済みであり、妻と一緒に納めていた長男の保険料は納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年8月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は5か月と短期間である。また、申立期間直前の平成8年4月から10年9月までの保険料は、後日還付された厚生年金保険加入期間の10年1月を含めて現年度納付されていることが確認できる上、申立期間について、申立人の妻と一緒に納付していたとする申立人の長男の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、父が死亡した際に、まとまったお金を相続したので、それをきっかけに母が市役所で弟の分と一緒に私の国民年金の加入手続を行い、過去にさかのぼって納付できるすべての国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年3月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人が居住していた市においては、当時、加入手続時に過年度保険料の納付書を発行しており、申立人の母親がさかのぼって納付したとする保険料額は、5年4月に納付されていることが確認できる申立人及び弟の4年4月から5年4月までの保険料並びに申立期間の保険料の合計額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から53年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所出張所及び金融機関で納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び法定免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和58年7月から60歳に至るまでの期間については、おおむね保険料を前納している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立人の所持する国民年金手帳から、申立期間当時の住所変更手続を適切に行っていることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

国民年金への加入を勧誘する人が自宅に訪れたのをきっかけに、母が私に代わって国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年6月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和40年2月から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、昭和47年4月から同年6月までの保険料は、当初は未納となっていたが、申立人の所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されているなど、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間①については、私の母が、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料を納付してくれたと思う。また、申立期間②については、昭和58年に会社を退職後、近くの区の出張所で国民年金に加入し、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。申立期間①については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年3月時点において、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、当該期間直後の44年4月から45年3月までの保険料を過年度納付した45年5月時点において、当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②のうち、59年4月から61年3月までについては、当該期間後の2回の厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われており、申立人が保険料を納付したとする区役所の出張所は、当該期間当時開設されていたことが確認できる。また、申立人は昭和61年度の現年度納付書を所持していることから、61年度には厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたと考えられ、この時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和58年7月から59年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付頻度等など納付状況に関する記憶が曖昧である上、59年5月に作成された年度別納付状況リストでは、当該期間は国民年金に未加入となっていることから、当該時点では申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、44年3月及び59年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社。）本店営業部における資格取得日は、昭和42年1月20日であると認められることから、同社本店営業部における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月20日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在職期間証明書から、申立人は、申立期間についても同社本店営業部に継続して勤務していたことが認められる。

また、A厚生年金基金の加入員台帳には、申立人の同社本店営業部における資格取得日は昭和42年1月20日と記載されている。さらに、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和42年1月20日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月のA厚生年金基金の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年3月から10年2月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成8年3月1日から10年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から10年2月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月31日より後の同年4月13日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成8年3月から10年2月まで9万2,000円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和56年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年4月から同年9月までは16万円、同年10月から56年2月までは17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月30日から56年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間の昭和55年4月30日から56年2月28日までについても、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、55年4月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和55年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされている。

しかし、同日に厚生年金保険の資格を喪失した者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を、昭和56年4月に、55年4月30日にさかのぼって訂正されている者が多数存在していること、また、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、申立人を含む24名が、55年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消されていることなどが確認できることから、55年4月30日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 4 月 30 日に被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日については、雇用保険における離職日の翌日である 56 年 3 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までは 16 万円、同年 10 月から 56 年 2 月までは 17 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日に、資格喪失日に係る記録を42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和41年8月は2万円、同年9月は2万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円、同年12月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から42年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の記録が無い旨の回答を受けた。同社を紹介してくれた知人は厚生年金保険に加入しているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された給料計算表及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記給料計算表により、申立人は、同社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、給料計算表の厚生年金保険料控除額から昭和41年8月は2万円、同年9月は2万6,000円、同年10月及び同年11月は3万円、同年12月は2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の社会保険事務所の保存する被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出

された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 8 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 2 日から 42 年 7 月 11 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から 45 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 46 年 1 月 1 日から 49 年 4 月 20 日まで

平成 20 年 5 月に、社会保険事務所に年金記録の回答票を送付したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、社会人になり最初に勤めた A 社を退職する際に、年金に関心がなかったことなどから、脱退手当金を受給して後悔した経験があったので、厚生年金保険に加入していない時期は、国民年金に加入し、その保険料を納付している。

このため、申立期間について脱退手当金を受給するはずはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 50 年 3 月 31 日に支給されたこととなっている上、脱退手当金の支給対象となる最終事業所 (B 社) に係る申立人の被保険者資格喪失日 (49 年 4 月 20 日) の前後 3 年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員は 4 名であるが、脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された日 (昭和 50 年 3 月 31 日) の約 4 か月後に国民年金に加入して以降は、厚生年金保険又は国民年金に加入し、いずれも、切替手続を適正に行っており、保険料の未納期間は存在しないことを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から34年11月1日まで
平成10年ごろ、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間について厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年10か月後の昭和37年9月6日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定された日の約2年5か月前（昭和35年3月31日）に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、現在まで変更処理がなされておらず、旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所には、昭和48年3月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA事業所の事業主の供述等から判断すると、申立人は、同事業所に昭和48年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年2月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が昭和48年3月31日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 16 日まで
② 昭和 42 年 10 月 16 日から 45 年 4 月 15 日まで

平成 20 年 3 月 18 日に社会保険事務所から、申立期間については、既に脱退手当金が支給されたこととなっており、年金額には反映されないとの回答をもらった。

しかし、昭和 45 年 4 月に申立期間に係る事業所を退職後、自分で社会保険事務所に行って脱退手当金の請求手続をした記憶は無く、また、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 2 か月後の昭和 46 年 6 月 29 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 45 年 5 月 10 日に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東京国民年金 事案 4211

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から40年7月までの期間、42年4月から同年11月までの期間及び43年3月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から40年7月まで
② 昭和42年4月から同年11月まで
③ 昭和43年3月から47年3月まで

私は、会社の同僚や兄に勧められて、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、私が区役所本庁や近隣の出張所の窓口で納付していたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年2月までの期間、46年4月から47年9月までの期間、47年10月から同年12月までの期間、48年1月から51年8月までの期間、51年9月、同年10月、同年11月及び同年12月から52年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年2月まで
② 昭和46年4月から47年9月まで
③ 昭和47年10月から 同年12月まで
④ 昭和48年1月から51年8月まで
⑤ 昭和51年9月
⑥ 昭和51年10月及び11月
⑦ 昭和51年12月から52年7月まで

私は、昭和54年ごろの区報で、これまでの国民年金保険料を納付できると知り、区役所で国民年金の加入手続をし、保険料額を計算してもらった上で、すべての未納期間の保険料として30万円程度をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が特例納付により納付したと説明する保険料額は、申立期間の保険料額を第3回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうち申立期間③、⑤及び⑦については、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であり、任意加入期間となるため、制度上、当該期間の保険料は特例納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から54年12月まで

私は、昭和55年1月に区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を金融機関でまとめて納付したはずである。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、まとめて納付したとする保険料額についての記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和44年11月12日付けで国民年金の資格を喪失し、55年1月24日付けで国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は国民年金の加入期間ではないため、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された55年2月時点では、保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年3月まで

私は、国民年金保険料の未納の通知を受け、市の職員に相談したところ、「分割でもいいから納めたほうがよい。」と言われたことから、さかのぼって保険料を納付したと記憶している。夫婦二人分の保険料を私が一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、さかのぼって保険料を納付した期間、納付場所、納付金額等についての記憶が曖昧であり、また、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫も、申立期間のうちの国民年金加入期間の自身の保険料が未納である。さらに、申立人の国民年金被保険者名簿等によると、申立人は、夫の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年1月ごろから保険料を納付し始め、同年3月に、42年4月からの夫婦二人分の保険料を過年度納付したものと認められるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年8月まで

私は、時期は覚えていないが、友人等から勧められ、区役所で国民年金に任意加入した。加入した以降、印紙や納付書で国民年金保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金に任意加入した時期に関する記憶が曖昧であり、また、申立人が所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び納付状況リストによると、申立人は、昭和41年9月に任意加入したことが確認できる上、任意加入者の納付義務は任意加入した月から発生することから、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記の任意加入した時期に払い出されている上、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私が学生のときの国民年金保険料は、母が勤め先の市役所で、免除申請手続きをしたはずである。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続きをしたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び免除申請手続きをした時期の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料が免除申請されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成8年9月に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料を免除申請することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4227

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から55年3月まで

私は、昭和50年6月ごろ、友人に勧められて国民年金に加入し、子供を連れて市役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、また、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している昭和55年7月に払い出された国民年金手帳以外の手帳の交付を受けた記憶が無いなど、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年1月まで
母は、私の将来のためにと私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況等が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年1月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から同年8月まで

私と母は、国民年金には必ず加入し、国民年金保険料は必ず納付するものと認識しており、私の母が区役所又は金融機関で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が不明確であるなど、申立人及び申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成4年7月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人自身も当該手帳の他に年金手帳は受け取っていないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年3月まで

私は、大学入学後に、父から私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していると聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、加入手続及び納付状況等が不明確である。

また、申立人が20歳の時に居住していた市が保有する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に対して昭和47年1月に払い出された国民年金手帳の記号番号が取り消されていることが確認でき、これは申立人が昭和47年4月に他県に住民票を異動させたことによるものと考えられるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の二つ目の手帳記号番号が払い出された昭和60年6月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該時点以前に父親から年金手帳を受け取った記憶はないと説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私は、国民年金に加入後、私の妻が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間のうち、昭和39年4月から40年12月分の保険料については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も未納となっている上、申立人の妻が納付済みとなっている41年1月から3月分の保険料は、同年7月に過年度納付を行っていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において居住していた区においては、過年度分となる保険料は区の集金人が徴収することはできなかったことが確認できるなど申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から41年3月まで

私は、退職のしをした際に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を間違いなく納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付金額、納付月数等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳から申立人は、昭和41年4月に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合には申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間、40年2月から同年9月までの期間、40年10月から48年12月までの期間、62年10月から63年3月までの期間の国民年金保険料及び付加年金制度の開始時である昭和45年10月から、申立期間に係る付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで
② 昭和40年2月から同年9月まで
③ 昭和40年10月から48年12月まで
④ 昭和62年10月から63年3月まで

父は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた。昭和40年10月に結婚後は、夫婦で申立期間③及び④の二人分の保険料を一緒に納付してきた。また、付加年金制度の開始時から付加年金の加入手続を行い、付加保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①及び②については、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該期間当時の国民年金手帳を見た記憶が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

申立期間③については、申立人は国民年金の住所変更手続、保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立期間④については、申立人は当該期間の保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立人の所持する金融機関の通帳に記載されている金額は、納付済みとなっている昭和63年度の保険料額に一致し、当該期間の保険料の納付は確認できない上、申立人が一緒に納付したとする元配偶者の保険料も未納となっている。

また、国民年金の付加保険料については、申立期間①及び②は付加年金制度開始前であり、申立人は付加年金制度の開始時期、加入手続等に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する金融機関の通帳に記載されている金額は付加保険料を含めた保険料額ではないことが確認できるなど、申立人及び父親が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年1月ごろの時点では申立期間①、②及び申立期間③の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から49年3月まで

私は、会社を辞めた後すぐに夫婦二人の国民年金の加入手続をし、妻が国民年金保険料を市役所で、又は銀行の集金等で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立人自身と妻の加入手続を行ったと説明しているが、申立人は加入時期等の加入状況に関する記憶が曖昧である上に、申立人と自身の当該期間の保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間の保険料を納付していたとする妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が、妻と連番で払い出された昭和49年4月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4243

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、昭和36年に兄と一緒に病院を開業した。その頃、新しくできた国民年金へ加入するように市役所から勧奨があったので、私が私と兄の国民年金の加入手続をして、それ以後、病院の厚生年金の制度ができるまでは私が集金人に私と兄の二人の国民年金の保険料を納付した。兄は納付済みになっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期の記憶が曖昧である上、一緒に加入手続をしたとする申立人の兄と申立人の国民年金手帳記号番号の払出の時期が異なることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を兄と一緒に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年12月時点では、申立期間の一部は過年度による納付が可能な期間であるが、申立人にはまとめて納付した記憶が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4244

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年3月まで

私は、海外留学中に母親からの手紙に、20歳から国民年金に加入手続き、国民年金保険料を納付していると書いてあったのを記憶している。申立期間の保険料は両親が納付済みとなっているのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持していた国民年金手帳には、昭和41年度に検認印がないほか、申立人の国民年金手帳記号番号は42年3月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料が納付できない期間である上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時、叔父が経営する洋服店に住み込みで働いていたが、国民年金加入手続は、叔父夫婦、兄弟子、私の4名一緒に行った。国民年金保険料は、毎月、自宅に集金に来る区役所出張所の職員に現金で納付していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料の額とは異なっている上、当時、申立人が居住していた区では印紙検認方式による3か月ごとの国民年金保険料の収納が行われていたが、申立人には当該方式による保険料納付の記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、42年10月から45年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の平成5年2月の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和42年10月から45年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 平成5年2月

私は、申立期間①から③までの期間を含め国民年金制度発足当時から国民年金保険料を自宅近くの郵便局の窓口でずっと納付してきたはずであり、途中何年も納付していないということはありません。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できません。

また、申立期間④について、国民年金保険料の還付を受けたことになっているが、振込先が私の口座のない遠い他県の支店になっており、還付金を受領した記憶がない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当初、国民年金保険料の納付場所を郵便局としていたが、その後、記憶していないと変更するなど保険料の納付時期、納付場所、保険料額等、納付状況に関する記憶が曖昧であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間④については、申立人の銀行口座の記録から、平成13年1月18日に申立人の口座へ還付金が振込済みであることが確認できる。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人の平成5年2月の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4247

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年6月まで

私は、昭和38年の結婚後、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は、当時同居していた夫の家族の分と一緒に、集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料を現年度納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和45年7月から47年3月までの保険料を第2回特例納付で納付しているなど、申立人の保険料の納付状況についての記憶が曖昧である。

また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、申立人は国民年金に任意加入となるが、申立人が任意加入した記録は確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4252

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

私は、昭和39年4月に転居した後、国民年金の加入のお知らせが届き、区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になった昭和39年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は41年6月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から45年3月まで

私は、両親から、私が20歳になった時から国民年金保険料を納付していたと聞いている。自宅に国民年金の集金人が来ていたことも記憶にある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間について、領収印の押されていない3枚複写の過年度納付書を所持しており、申立人の両親が保険料を納付していたとする申立人の兄及び姉も、20歳から婚姻するまでの期間は国民年金に未加入となっていたことが確認できるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年3月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年5月まで

私の両親は、私が20歳になった昭和37年2月から39年5月までの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の両親が同じく20歳到達時から保険料を納付したとする申立人の兄及び妹の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、兄が31歳時の昭和46年4月ごろ、妹が24歳時の昭和45年3月ごろであり、それぞれ20歳到達時に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和43年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

私の母は、申立期間を含め、私が60歳になるまで私の国民年金保険料を納付し、付加年金制度が開始された昭和45年10月からは付加保険料も納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の納付に関与しておらず、付加保険料を納付していたとされる申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間当時は、国民年金所得比例保険料納付申出書に「地方税法に規定する所得がある」又は「同法に規定する青色事業専従者又は事業専従者に該当する」と記載して付加保険料納付の申出を行うこととされており、申立人は、当時無職であり所得は無かったとしていることから、申立人の母親が申出書を提出することはなかったと考えられるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、大学の3年生になった昭和36年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時、国民年金手帳に印紙を貼付したり、検認印を押してもらったことがないと説明しており、申立人が居住していた区が採っていた印紙検認方式による納付方法と合致していない。また、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする郵便局は、保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年12月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、昭和45年に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び納付状況に関する記憶が曖昧であり、納付書により納付したとする方法は申立人が居住していた区の申立期間当初の納付方法と合致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間後に転居した市で交付され、現在所持する手帳のほかには、手帳を所持していたことがないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間及び55年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和55年7月から同年12月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、保険料の納付額や納付場所等の記憶が曖昧である上、申立人が保険料を納付していたとする妻も申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から同年12月まで

私は、20歳になって叔母に国民年金への加入手続をしてもらい、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続をしたとされる叔母から当時の加入手続の状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、保険料を納付した時期、納付した金額等の記憶が曖昧である上、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出された申立人の母親は、申立期間が未加入であり、申立人と同様、手帳記号番号が払い出された申立期間直後の昭和50年1月から保険料を納付しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで

私は、昭和45年ごろ申立期間の国民年金保険料を特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が第1回特例納付により納付したとする保険料額は、第1回特例納付により保険料が納付済みとなっている期間の保険料額とおおむね一致しているとともに、この納付済み期間に加えて、申立期間の保険料を第1回特例納付により納付した場合の保険料額とは大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月

私が所持している厚生年金保険被保険者記録照会回答票には手書きで区役所窓口で36万円を支払ったと記載されているので、私は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者記録照会回答票には、支払いの目的が記載されていない上、記載された金額は申立期間の保険料額と大きく相違しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4271

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から60年11月まで
私の妻は、昭和56年8月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶が無い上、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和60年12月に国民年金へ任意加入しており、当該任意加入時点では、制度上、申立期間の保険料はさかのぼって納付することができないなど、申立人の妻が申立期間当時に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、手帳記号番号の払出簿を確認したが、申立期間に係る申立人の記載は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から46年2月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続を行い、私と同僚の分と併せて申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親（昭和61年10月死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の父親が併せて納付していたとする同僚も申立期間の一部の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年6月まで

私は、申立期間当時、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの期間及び51年4月から53年10月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和49年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年4月まで
② 昭和49年5月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から53年10月まで

私は、申立期間①及び③については、厚生年金保険と国民年金に加入し、国民年金保険料を厚生年金保険料と重複納付していたはずであり、当該期間の保険料が還付されていないことに納得できない。また、申立期間②については、国民年金保険料を納付していたはずであり、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、当該期間当時、申立人が厚生年金保険の被保険者であるにもかかわらず、国民年金保険料を重複納付していたことが確認できるものの、当該重複納付に係る還付事務処理については、還付整理簿により、還付金額、還付決定日、還付金支払日等が明確に確認できることから、当該期間の保険料が申立人に対して還付されていることについて不自然さは見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付方法等納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間当時、申立人が厚生年金保険料を納付していることが確認できるものの、還付整理簿には、公的年金との重複加入による誤納の記載が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年3月まで

私は、一括して国民年金保険料を納付すれば年金がきちんと受給できると言われて保険料を納付した記憶がある。また、結婚後にも、妻が保険料を一括納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、結婚前に自身が一括納付したとする納付時期及び保険料額について、申立人から具体的な説明が得られない上、申立人の保険料を一括納付したとする妻からも納付時期及び保険料額について具体的な説明が得られないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで
私が20歳の頃、町内に区役所の人が加入勧奨に来ていたので、国民年金の加入手続きを行い、以後、滞りなく国民年金保険料を納付してきた。最初は、保険料が100円だったのを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が最初に交付を受けたと説明する国民年金手帳は昭和40年7月20日に発行されたものであり、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から44年3月まで

私は、昭和39年2月ごろ、国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた記憶があるにもかかわらず、何の手續もしていないのに44年に国民年金手帳の記号番号が払い出され、同年4月から保険料の納付が始まったことになっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の納付保険料額及び納付方法など納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、区が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳により、昭和45年1月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以前に国民年金の加入手続を行い、36年4月以降の国民年金保険料を滞りなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年12月ごろは、第2回特例納付の実施期間であり、申立人は申立期間直後の昭和43年4月から46年3月までの期間の保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるが、申立人は、当該特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても、国民年金の受給資格期間を満たさないことから受給資格期間を満たすために必要な月数分の保険料のみを特例納付したと考えられ、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私の夫が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、昭和42年4月から主に夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額及び納付方法など納付状況に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、また、主に申立期間の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が、夫婦連番で払い出された昭和47年10月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から47年3月まで

私は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、昭和42年4月から主に私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされているのは、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することができず、また、申立人の妻は申立期間の保険料額及び納付方法など納付状況に関する記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が、夫婦連番で払い出された昭和47年10月ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年1月まで

私は、平成10年3月に会社を退職後、区役所に国民健康保険の加入手続きに行った際、職員から国民年金の加入を勧められ加入手続きを行った。就職するつもりだったので、国民年金保険料を納付していなかったが、区から督促状が届いた為、申立期間の保険料を一括納付した。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料納付を勧めたとする申立人の妻も、申立期間のうち、平成10年4月から同年10月までの自身の保険料が未納となっている上、管轄社会保険事務所において、申立人の国民年金の加入記録が確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月及び同年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月及び同年12月

私は、厚生年金保険加入期間中の昭和53年11月及び12月分の国民年金保険料の領収書を見つけ、重複加入に気づき、社会保険事務所に保険料の還付を申し出たが、当該保険料は還付された記録となっているとの説明を受けた。私は還付された記憶が無いので、申立期間の保険料が還付されないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人の厚生年金保険加入期間中の昭和53年11月及び12月の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該保険料の還付処理は、管轄社会保険事務所に保管されている還付整理簿及び還付リストにおいて、還付期間、還付金額、還付決議日及び還付金支払日が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から51年3月まで
私の父は、昭和47年12月に私の国民年金の加入手続をし、付加保険料を含めて3か月ごとに国民年金保険料を納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、父親と一緒に納付していたとする双子の妹の申立期間の保険料も未納であるなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年10月ごろ双子の妹と連番で払い出されており、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年12月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年7月から45年12月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、婚姻前は家業に従事していたため、私の国民年金の加入手続及び婚姻するまでの国民年金保険料の納付は、父が行ってくれていた。婚姻後は私が元夫の分と一緒に金融機関で保険料を納付しており、金額は500円か550円だったことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、現在所持している国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は父親から自身の年金手帳を渡された記憶がないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人及び申立人の元夫は、当該期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が不明確であり、申立人が保険料と一緒に納付していたとする元夫も当該期間の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から49年12月まで

私の国民年金は、父から私が20歳になったときに加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いている。同じように父が保険料を納めていた母や二人の姉は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を受け取ったことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 6 月まで

A社の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、昭和 48 年 12 月 1 日から 49 年 6 月まで、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。49 年 6 月ごろ妊娠が分かったことからその後出産のため退職したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の証言及び申立人の当時の勤務内容に関する申立内容から判断すると、申立人が、勤務の期間は特定できないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 53 年 10 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会を行うも回答は得られず、かつ、同社の元専務理事は、申立期間当時の同社に関する資料を保管しておらず、事業主も保管していないと思うと回答しており、これらの者から申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時勤務していたA社における同僚2名の氏名を記憶していることから、当該同僚に対し、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、2名とも申立人が同社に勤務していたことを記憶していないと証言している。

さらに、申立人は、申立期間当時勤務していたA社における経理担当者の氏名を記憶していることから、同従業員に申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人が同社に勤務していたことのみ記憶していると証言している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間で

ある昭和48年12月1日から49年6月当時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、所在が判明した取締役及び従業員の合計7名に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、回答のあった7名のうち2名は申立人のことを記憶しておらず、残る5名のうち1名は、申立人が昭和48年10月から49年6月まで勤務していたが、申立人に係る厚生年金保険料控除については知らないと証言し、残る取締役及び従業員の合計4名は、申立人が勤務していた記憶はあるが勤務の期間及び厚生年金保険の加入状況については記憶にないと証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号に欠番や申立人の記録に訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 1 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 49 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、51 年 1 月 31 日に全喪しており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人には、申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料はなく、申立期間に係る雇用保険の加入記録もない。

また、申立期間当時のA社の元事業主は既に死亡している上、同社の現在の事業主に対しての照会結果、回答が得られず、申立人の勤務の実態及び保険料控除について確認ができない。

さらに、申立人は、申立期間当時に勤務していたA社における元従業員の氏名を2名記憶しており、この2名に対し申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したが、回答は得られなかった。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間と同時期に勤務していたことが確認できた複数の元従業員に照会したところ、回答を得られた4名は、いずれも申立人のことを記憶していないと供述している。

そして、回答が得られた4名のうち、元役員の1名から、A社は、全喪日以後も会社としては継続していたが、厚生年金保険には全喪日以後再加入をしておらず、保険料控除もなかったとの証言があった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社B営業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、申立人が同社に勤務したことを確認できる申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に関する関係書類等の資料は既に廃棄していることから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできないとしている。

また、申立人は、勤務していた当時のA社B営業所における上司及び同僚の氏名を記憶していない。

そこで、申立人が勤務していた当時知っているとして氏名を挙げた、A社C整備工場に勤務していた1名の同僚に、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況などを照会したところ、申立人がA社B営業所に勤務していたことを記憶していないと証言している。

さらに、社会保険事務所のA社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できた複数の従業員の中から、連絡先が判明した従業員37名に照会した結果、回答のあった25名中、21名は申立人を知らないと供述しており、他の4名は、申立人と同姓の者が複数勤務していた等としていることから、申立人の姓名、申立期間当時の居住地及び身体的特徴を確認したところ、知っている者が申立人であるか申立人とは別人であるかの確証が得られなかった。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 38 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社の加入記録が1か月となっていました。同社では、昭和36年から38年のうちの1年数か月を一般事務員として勤務していたので厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年から38年ごろまでの間で1年数か月をA社に勤務していたと申し立てているが、同社に係る社会保険庁の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、37年6月1日取得、同年6月27日喪失の被保険者期間があり、このため、申立期間のうち37年6月1日から同年6月27日は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、昭和37年12月21日に全喪しており、新規にA社として厚生年金保険適用事業所となり、これまでの同社を引き継いだ現在の事業主は、申立期間当時を知る社員もなく、資料も残されていないことから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

また、申立期間当時、A社で厚生年金保険関係の手続を行っていたとされる経理担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除の有無等を確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間と昭和36年から37年6月にかけて勤務期間が重なり、住所の判明した従業員8名に照会した結果、2名が36年ごろから37年6月27日までの間において申立人を知っているとしているが、勤務していた期間は明確でなく、37年12月21日以降に資格を取得している複数の従業員は、いずれも申立人を知らないと供述している。

なお、A社における申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、昭和37年6月1日に払い出されており、健康保険整理番号に欠番もなく厚生年金保険の記録に不自然さは見られない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から同年8月15日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかった。

また、同社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、商業登記の記録についても確認することができなかった。

さらに、申立人は、同社における厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除等については記憶が無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月25日から31年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していた当時、病気をして傷病手当金をもらった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に自宅療養のため、A社を休職し、当該期間の給与はもらっていないが、休職中も厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険料の納付方法についての記憶が無く、当時受給していた傷病手当金から保険料相当額を差し引かれたり、復職後の給与から控除されたこともなかったとしている。

また、A社では、申立期間当時の資料を保存していないので、申立人の勤務状況等を確認できず、休職者についての取扱いも不明としている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答が得られたうちの2人は、期間は定かでないが、申立人が同社に勤務していたことは覚えているものの、休職についての記憶は無いとしているが、別の従業員は、当時、長期療養して復職した従業員がいたことを記憶していた。

なお、申立人がもらっていたとする傷病手当金については、厚生年金保険の被保険者資格の喪失後であっても一定期間支給できることとされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月から25年2月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社で申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、当時の従業員に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできないとしている。

また、申立人が記憶していた申立期間当時の上司や同僚等の4名のうち、3名は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

さらに、残る1名は、申立人のことを記憶していたものの、申立期間に申立人が同社に勤務していたか否かについては、明確な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月5日から同年7月27日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に産休・育休補助教員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B委員会が作成した人事記録により、申立人は、A事業所において、昭和59年4月5日から同年7月26日まで産休代替、同年7月27日から61年3月31日までは育休・産休代替の任用区分により、それぞれ勤務していたことが確認できる。

しかし、任用者であるB委員会は、昭和59年11月16日付け59教福厚第42号の「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について」及び同日付け59教福厚第42号の2の「臨時的任用教職員（産休・育休代替教職員）の健康保険・厚生年金保険制度の適用について（通知）」により、昭和59年11月1日に在職している者は、同日と同一の任用区分の採用日までさかのぼって適用することとし、各学校長に通知したとしている。そこで、申立人については、上記人事記録のとおり59年7月27日に育休代替で任用され、同年11月1日に至っていることから、当該通知により、育休代替に任用の変更があった同年7月27日に厚生年金保険の資格を取得したものと推察される。

また、C委員会を適用事業所とするD事業所に係る被保険者名簿では、昭和59年11月19日に厚生年金保険の資格を取得した旨の届出がなされた申立人を含む13名全員が、上記通知のとおり遡^{そきゆう}及して同年4月から同年10月までの

間に厚生年金保険の資格を取得していることから、当該事業所は、当該通知どおりの事務処理を行ったものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から35年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。父の経営する同社には、大学を卒業後入社したB社を退職した翌日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した同僚の供述から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、同社は既に廃業しており、申立期間当時事業主であった申立人の父及び役員であった兄は死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和35年8月1日に被保険者資格を取得し、同日に、申立人の父及び兄の2名も被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した昭和32年から34年頃までの期間についての記録が無い旨の回答があった。同社に勤務したことは間違いなく、同僚の名前も覚えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散しており、法人登記簿の記録及び事業主の所在も確認できないことから、同社及び事業主から申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年2月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚及び社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、同社が適用事業所となった昭和35年2月1日に、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、申立期間の同社の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得られなかった。

加えて、上記従業員のほとんどは、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得する前に、同社と同居のB社（昭和34年11月25日に適用事業所でなくなっている）で厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できたことから、B社についても同様の調査を行ったところ、同社に係る被保険者名簿にも申立人の記録は無く、その代表者の所在も確認できず、A社と共通の勤務歴をもつ複数の従業員に照会したが、申立人に関する供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 10 日から 47 年 1 月 20 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に役員運転手として勤務していた申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻及びその息子は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同社は、同社が作成し、保有する退職者カードに申立人の氏名が無いこと及び申立期間当時の被保険者の記録が確認できる資料においても、申立人の氏名が無いことなどから、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者ではなかったはずであるとしている。

さらに、同社は、申立期間当時から、同社で役員運転手の業務に従事していた者については、同社内で働いていたものの、外部の会社に業務委託をしており、同社との雇用関係は無かったとしている。さらに、上記退職者カードには、申立人と同様に、役員運転手の業務をしていた者は記載されていないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月ごろから34年2月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いなく、また、同僚は厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年7月ごろから34年2月ごろまでの期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、同社及び当該事業主から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶していたA社の同僚に照会したところ、当該同僚は、昭和29年4月に入社した自分の数か月後に申立人が同社に入社した旨供述していることから、勤務していた期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、厚生年金保険料の控除についてみると、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和33年9月1日であることから、申立期間のうち、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶していた上記同僚及び社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期に勤務していたことが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた従業員は、いずれも、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 9 月 1 日以後について、申立人が記憶していた A 社の同僚は、申立人は 31 年秋頃に同社を退職しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時期以降は同社に勤務していなかった旨供述している。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった時期に勤務していたことが確認できる従業員は、自分は昭和 32 年 1 月に同社に入社したが、申立人を記憶していない旨供述している。

さらに、社会保険事務所の A 社に係る被保険者名簿には、健康保険番号の欠番は無く、また、記録訂正等も無く、不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月6日から8年1月20日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の手帳及び事業主の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の事業主は、申立人は申立期間当時、期間社員として雇用されており、同社では、申立期間当時、期間社員については厚生年金保険に加入させていなかったもので、当該社員の給与から厚生年金保険料を控除しておらず、申立人についても同様の取扱いであったとしている。

また、A社は、申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることから、申立人が厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入しており、他の医療保険には加入していないはずであるところ、申立人は、居住していた区の記録において、平成5年9月から20年4月までの間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月1日から26年1月1日まで
② 昭和26年1月1日から同年3月1日まで
③ 昭和26年10月1日から29年10月ころまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和25年7月1日から25年12月31日までの期間に係る申立期間①並びにB社（A社は、同社の従業員を含めてB社に譲渡。）に勤務していた26年1月1日から29年10月ころまでの期間のうち、申立期間②及び申立期間③の加入記録が無いとの回答をもらった。いずれの期間も間違いなく両社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はA社に勤務していたと申し立てているが、A社は申立期間①に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管理する法務局には同社の商業登記の記録も無いことから、申立期間①当時の同社の事業主等の連絡先が不明であり、同社及び事業主等から、申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時のA社における上司及び同僚等の氏名を5名記憶しているが、その連絡先が不明であることから、譲渡先のB社に係る社会保険事務所の被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認でき、さらに、A社の勤務経験がある複数の従業員に、申立人の申立期間①における同社の勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた4名の従業員は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、このうち1名は、申立期間①当時厚生年

金保険に加入していなかったとしている。

- 2 申立期間②については、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年3月1日であることが社会保険事務所の記録で確認できることから、申立期間②については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、同社の事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②当時のB社における上司及び同僚等の氏名を4名記憶しているところ、連絡のとれた1名の同僚は、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているが、その勤務期間については分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のB社に係る被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の同期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた4名の従業員はいずれも申立人のことを記憶しておらず、また、このうち、1名の従業員は、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和26年3月ころであるとしている。

- 3 申立期間③については、申立人は当該期間もB社に勤務していたと申し立てているが、B社は昭和26年10月1日に認定全喪しているほか、同社の事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等に申立人の申立期間③当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間③当時のB社における上司及び同僚等の氏名を4名記憶しているところ、連絡のとれた1名の同僚は、申立人が同社に勤務していた記憶はあるが、自分が退職した27年には申立人を会社では見掛けなかったとしている。

さらに、B社に係る社会保険事務所の被保険者名簿から、申立期間③当時厚生年金保険に加入している複数の従業員に、申立人の同期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた4名の従業員は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、また、同社が倒産したのは昭和27年ころであるのは間違いないとしている。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和 41 年 7 月 1 日から 48 年 3 月 29 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員等の供述から、申立人が、申立期間当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社は、平成 13 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等を3名記憶しているところ、連絡のついた2名の同僚のうち、1名の同僚は、申立人が申立期間当時に勤務していたとしているものの、申立期間当時同社における厚生年金保険の適用状況等については分からないとしており、さらに、もう1名の同僚は、申立人のことを記憶していないものの、「自分は昭和 36 年に入社したが、当時同社では、厚生年金保険の加入についての定めは無く、従業員の意思に委ねていたことから、1 年間は厚生年金保険に加入しなかった」としており、加えて、「従業員は、一般的に厚生年金保険料の控除を嫌って、加入したがらない状況であった」としている。そして、当該同僚のA社における資格取得日は、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、入社から約 1 年後の 37 年 5 月 1 日と確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生

年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の申立期間における勤務の実態や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のついた3名の従業員のうち、2名の従業員は、申立人が申立期間当時に在籍していたことを記憶しているものの、申立人の当時の厚生年金保険の適用状況等については分からないとしており、また、残り1名の従業員は、申立人のことを記憶していないものの、同社に勤務していた期間のうち、一部の期間については、自分から会社に申し出て厚生年金保険被保険者資格を喪失させたとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から32年5月1日まで
60歳になり、年金の記録を社会保険事務所へ確認に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。
しかしながら、昭和29年5月1日から32年5月1日までの期間は脱退手当金の支給申請をした記憶は無いので、当該期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年5月の前後に資格喪失した者48名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が確認できた47名全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に係る脱退手当金の支給記録が記載されているほか、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和32年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 1 日から 32 年 4 月 27 日まで
平成 20 年 3 月に、ねんきん特別便が届いたので社会保険事務所で記録を照会したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されている旨の説明を受け、そのとき初めて脱退手当金という言葉を知った。
しかし、脱退手当金を支給されたとする日は、実家へ里帰りしている時期であることから脱退手当金を受け取れるはずが無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金を支給したことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、退職後に申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 14 日から 39 年 3 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 20 日から 41 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 42 年 1 月 10 日から 43 年 5 月 16 日まで
④ 昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 8 月 30 日まで

平成 8 年に社会保険事務所において年金手帳の再発行の手続きをしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 12 月 14 日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 43 年 7 月 20 日まで
平成 7 年に再就職先を退職後、社会保険事務所で年金支給額の算定を依頼したときに、脱退手当金が支給済みになっていることを初めて知った。
しかし、昭和 56 年 6 月頃、社会保険事務所に電話で年金手帳の再発行を依頼した際、脱退手当金は支給されていないとの回答を得ているので、支給されたことになっているのは納得できない。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月半後に支給されているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 12 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 7 名全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、脱退手当金の受給を認めた上、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 43 年 8 月 6 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は 43 年 9 月 3 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す表示があり、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 6 日から 36 年 2 月 1 日まで
平成 20 年 3 月 18 日付けで社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。
しかし、脱退手当金について会社から説明は無く、脱退手当金の請求手続をしたことも、もらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 36 年 2 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 名が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることや、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 13 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 20 日まで

60 歳になる前に自分の年金記録を確認するため、社会保険事務所へ行ったところ、申立期間に係る脱退手当金を受給していると言われた。

しかし、脱退手当金を自分で請求したり受け取ったりした覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には昭和 42 年 4 月 5 日に記号番号の重複取消の手続がとられたことが記録されており、脱退手当金が同年 8 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 23 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 8 月 25 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されていることになっていることを知った。

しかし、自分で脱退手当金の請求手続きをした覚えは無く、また、申立期間に勤務していた事業所からは、退職金を含めて1円の支給も受けた覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年11月1日に支給決定されており、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
② 昭和 36 年 6 月 15 日から 39 年 10 月 21 日まで

年金の受給資格について年金相談に行ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金について会社から説明はなく、請求手続はもちろんのこと、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、昭和 53 年になるまで国民年金保険料を納付しておらず、申立期間当時は、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 10 月 1 日まで
② 昭和 37 年 3 月 7 日から 38 年 1 月 13 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 19 日から 39 年 4 月 1 日まで

60 歳になって社会保険事務所で厚生年金の記録を照会したところ、独身の頃に勤務した 4 事業所分について年金の記録が無いことが分かり、3 年ばかりですべての記録を統合できたが、そのうちの 3 事業所分については、脱退手当金を支給済みとの説明を受けた。

しかし、脱退手当金の記録管理について納得がいかないので、支給記録をすべて取り消し、年金としてもらえるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 42 年 2 月 3 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金はほぼ同時期に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 25 日から同年 5 月 8 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 28 日から 44 年 1 月 1 日まで

60 歳になったので年金受給の手続に社会保険事務所に行き自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があるとの回答をもらった。

しかし、脱退手当金を自分で請求したり受け取ったりした覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和 47 年 4 月 5 日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は 47 年 5 月 24 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 31 日から 41 年 9 月 16 日まで
② 昭和 42 年 6 月 12 日から 47 年 1 月 17 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①及び申立期間②の双方についてそれぞれ脱退手当金が支給されていることになっていることを知った。

しかし、自分で脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、また、いずれの事業所からも、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、2度の支給記録を取り消し、当該期間について厚生年金保険の被保険者として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、それぞれの申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなほか、申立期間①と申立期間②の厚生年金保険被保険者番号は異なっているなど、申立期間①及び申立期間②の双方の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなほ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月15日から29年5月10日まで
② 昭和29年7月1日から33年12月30日まで

平成20年5月に、社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金の支給申請をした記憶は全く無いので、申立期間が年金の計算に算入されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和34年3月28日の直前の同年2月5日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金の請求があったと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 1 月 1 日から 34 年 4 月 28 日まで
60 歳になる前に自分の年金記録を確認するため、社会保険事務所へ行ったところ、申立期間に係る脱退手当金を受給していると言われた。
しかし、脱退手当金を自分で請求したり受け取ったりした覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 34 年 7 月 17 日の直前の同年 6 月 22 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が記載されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 8 日から 41 年 2 月 21 日まで
平成 19 年の秋頃、社会保険事務所で自分の年金記録を確認してもらったときに、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、自分で脱退手当金を申請した覚えも受給した記憶も一切なく、当時は振り込める銀行口座等も持っていなかったため、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人は昭和 40 年 5 月 17 日の婚姻により名字が変更となっているところ、厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 1 か月半後の昭和 41 年 4 月 4 日に旧姓から新姓に変更されているとともに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者証の氏名についても氏名変更の記録があることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはない。

えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月25日から36年3月1日まで
平成20年1月4日付けで社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を支給したとされる昭和36年6月15日には結婚して東京に転居しており、脱退手当金の支給に関する連絡を受けたことは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後8ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年3月の前後3年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年6月15日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年5月15日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 2 月 5 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 30 年 9 月 1 日から 60 年 2 月 28 日までの期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 11 月 30 日から同社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和 30 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、A社は、申立期間当時臨時工制度があり、臨時工については、雇用保険に加入させたが正社員になるまで厚生年金保険には加入させない取扱いであったとしており、さらに、同社が保有している申立人に係る従業員台帳には昭和 32 年 2 月 5 日正社員採用と記録されているとしており、加えて、同社は、正社員になる以前は、給与から保険料の控除はしていないとしている。

さらに、申立人は、当時のA社における上司及び同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた5名の従業員は、いずれも申立人のことを記憶しておらず、また、この5名のうち、4名の従業員は、同社には臨時工で入社し、一定

期間経過後に正社員になったことを覚えており、さらに、正社員になるまでは、厚生年金保険料の控除は無かったとしている。そして、上記5名のうち、正社員で入社した残り1名の従業員は、採用月から保険料は控除されていたが、当時は臨時工で入社する者も多く、推薦又は試験により入社から1、2年経過後に正社員になっていたとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月ころから 42 年 5 月ころまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和40年9月ころから42年5月ころまでの申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、当該事業所は、申立期間に厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、A社の事業主は、申立期間当時、女性社員は在籍していたかもしれないが申立人については記憶が無いとしているほか、雇用保険を含む社会保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除していなかったとしている。そして、当該事業主については、昭和 36 年 4 月から 58 年 12 月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることが社会保険事務所の記録から、確認できる。

さらに、申立人は、当時のA社における同僚を2名記憶しているところ、連絡のとれた1名の同僚は、女性が在籍していたことは記憶しているが、申立人の氏名は記憶していないとしており、また、申立期間当時同社は社会保険に加入していた記憶は無いとしている。そして、社会保険事務所の記録から、当該同僚もA社入社前の事業所を退職した直後から、申立期間も含み国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。